令和５年度以降のPTA役員８役＋補佐２名　候補者選出までの流れ（案）

立候補者募集

あり

なし

立候補者
お名前公表

８役さんとの
交流会

役員８役＋
補佐２名
すべて決定

**役員選出
終了！**

役員の定員
に満たない

立候補者
なし

引き続き立候補者を募集し、
順次役職を決定していきます

公開抽選

互選会に出席する方(役員候補者)を抽選にて選出します。
抽選当率は「過去役員経歴」が考慮されます。

New!!
**互選会出席の
辞退申請**

互選会

立候補者ならびに公開抽選で選出された方で話合い実施。話し合いで決まらない場合は、抽選での選出となります。

PTA役員８役＋補佐２名　決定

互選会出席の辞退申請の手続き

・公開抽選に選出された方全員に辞退を申請する権利があります。
・辞退申請ができるのは公開抽選から互選会の____日前までの期間のみで、
それ以降の申請は受理できません。

申請書に辞退理由（役員活動が困難な状況等）をなるべくわかりやすく記載し、第三者機関が発行する現在の状況を証明できる書類と共に、副校長先生に提出する

役員活動が困難な状況の例：
ひとり親家庭である、日常的な介護やサポートを必要とする家族（父母兄弟など）や親族（祖父母など）がいる、妊娠中で次年度中に出産予定がある、その他役員活動を行うことが困難であると認められるに相応しい不可抗力的な状況、など
共働きで時間がない、子供の塾・習い事が忙しい等は、該当する家庭が多数となるため、理由としては認められません。

提出書類を審査会で審査

審査会は副校長先生、PTA会長、役員選出委員会委員長の３名で構成されます。
個人情報保護の観点から、提出された書類は校長先生と副校長先生のみが閲覧します。審査会には、先生方の判断で申請内容から重大な個人情報を除いた「分類としての大まかな辞退理由（ひとり親、介護など）」を伝達していただきます。それらの情報をもとに、審査会で審査を行います。

☆審査会メンバーは、伝達された情報についての守秘義務を負うものとします。
☆提出された書類は、審査の結果に関わらず申請者に原本を返却します。

承認されなかった場合

互選会に出席していただき、役員選出のための話し合い及び抽選にご参加いただきます。

承認された場合

辞退を申請した年度の互選会の辞退が認められます。
辞退権が適用されるのは８役＋補佐のみです。各委員会、お手伝い係は辞退権の適用外となります。
個人情報保護の観点から、審査の詳細な内容は非公表となります。互選会にて、申請者数と承認数を報告します。